

平成30年3月9日

発言者	発言要旨
石黒委員	<p>2月21日に、企画振興部から、県・市町村連携推進方針（案）が示された。その「基本的考え方」の中に、県と市町村のさらなる連携について記載されており、「市町村の自律的な行政運営を確保するとともに、市町村それぞれの『地域創生』を実現し、ひいては県全体で『やまがた創生』を実現するため、これまでの地域内はもとより、地域の枠を越え、さらには分野の枠を越えて、県と市町村のさらなる連携を推進」と示されている。</p> <p>これらを実現するために、平成30年度当初予算案の中に、県・市町村連携加速化事業が計上されているが、当該事業の狙いと、30年度における具体的な取組みはどうか。</p>
市町村課長	<p>人口減少の加速、行政ニーズの多様化、あるいは市町村におけるマンパワーの不足などを背景に、これまでも、県と市町村の連携については、総合支庁に連携推進室を設置するなど、重点的に取り組んできた。また、観光や農林水産業など、それぞれの分野でも連携を図ってきた。これに加え、地域の枠を超えて、また分野の枠を超えて、連携を深めていく必要があるのではないかと考えている。</p> <p>こうした課題認識の下、県と35市町村による連携推進会議を立ち上げ、6月に市町村に対し連携のニーズ調査を行ったところ、173の要望が寄せられた。これをもとに検討を行い、熟度が高まったものから市町村とのワーキングチームを立ち上げ、次年度予算に向けさらに検討を行った。その結果が当該事業費に盛り込まれたところである。</p>
石黒委員	<p>今後は具体的にどのように連携を図っていくのか。例えば、人口減少対策などは、単独の市町村では、あるいは県だけでも解決が難しい問題である。一方で、その市町村に固有の課題もあると思われる。先ほどワーキングチームを作ったと答弁があったが、どのような内容か。</p>
市町村課長	<p>ワーキングチームは、買い物支援、若者移住、離島振興の3つを立ち上げた。</p> <p>買い物支援については、いわゆる「買い物弱者」が過疎地域を中心に大きな問題になっており、これまでも、移動販売やミニ店舗の設置などといった動きが各市町村でみられたが、このような取組みがより広く展開されるよう支援していくものである。また、どのように取り組めばよいかわからないという声もあったため、市町村間の情報交換や、先進事例の紹介などを行っていく。</p> <p>若者移住については、全国の先進事例を見ると、人口の社会移動が増加傾向にある自治体の多くが、住宅を基盤に子育てや医療などを組み合わせた移住支援策を展開している。これを参考に、本県においても、住宅を基盤にし、「職」と「食」を組み合わせた一体的な移住促進策を展開していこうとするものである。</p> <p>離島振興については、本県唯一の離島である飛島は、非常に厳しい状況にあるが、若者の活躍の芽が生まれてきている。これを後押ししつつ、観光交流、産業、安全・安心、移住定住という4つの面からプロジェクトを推進していくものである。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
石黒委員	<p>買い物支援については、いわゆる「買い物弱者」と呼ばれる人たちは免許を返上した、あるいはもともと免許を持っていない高齢者の方で、中山間地など交通の便の悪いところに住んでいる方である。そのような方は、買い物だけではなく、様々な行政手続きなど、生活全般の移動に困っているのではないかと。</p> <p>私の住んでいる旧平田町では、平成の合併後、総合庁舎から本庁舎へ職員がどんどん移ってしまっている。むしろ、窓口機能だけでも、昭和の合併以前の町単位で設置してもよいのではないかと提案したい。</p> <p>県・市町村連携加速化事業は、時宜を得た取組みだと思うが、県の担当職員は、35市町村により積極的に出向き、実際に現場を目で見て、肌でニーズや課題を感じ、それを支援に繋げていく必要があるのではないかと考えるがどうか。</p>
市町村課長	<p>顔の見える支援は非常に重要だと考えている。いただいたご意見を踏まえ、事業を展開していきたい。</p>
石黒委員	<p>飛島については、これまでも移住支援に加え、漁業者の後継者育成のモデル事業を行っていたと記憶しているが、実績はどうか。</p>
市町村課長	<p>移住については1人、漁業者の後継者も1人と把握している。</p>
石黒委員	<p>この事業をしっかりと進めることで、新しい県と市町村の連携のあり方が見えてくると思う。担当職員の方には、現場に赴き、課題を認識するとともに、国がやるべきことは国に伝え、事業を進めていってほしい。</p>
石黒委員	<p>山形移住交流推進事業について、これまでも移住促進に取り組んできたと思うが、それを今回どのように拡充したのか。</p>
地域振興主幹	<p>人口減少が進む中、特に人口の社会減少対策として移住促進に取り組んでいる。次年度も、市町村と連携し、情報発信から受入態勢の整備まで、幅広く取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>これまでも、東京有楽町にやまがたハッピーライフ情報センターを設置し、移住に関する相談や、市町村と連携したセミナーの開催などを行ってきた。これらの取組みは継続しながらも、情報発信については、電子媒体による発信を強化し、発信する内容に応じて、ターゲットに対しSNSやインターネットの広告を表示させる取組みを新たに行う。受入態勢の整備については、山形での暮らしや仕事を体験していただき、移住に対する不安感を和らげるとともに、移住予備軍である「関係人口」の増加を図り、将来の移住者増加につなげていく。</p>
石黒委員	<p>やまがたハッピーライフ情報センターの相談件数はどうか。</p>
地域振興主幹	<p>平成28年度は534件であり、27年度の306件から約230件増加した。なお、29年度は1月末時点で430件となっており、昨年度と同様のペースである。</p>
石黒委員	<p>かなりの件数だと思う。移住に関する取組みの中でも、やまがたハッピーライフ情報センターの運営については力を入れていくものと認識している。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
地域振興主幹	<p>やまがたハッピーライフ情報センターは県の相談窓口であるが、その一方で、移住を希望する方の多くは、「山形県」ではなく、特定の「市町村」を目指すのではないかと思う。相談に当たるコンシェルジュは市町村の情報にも十分精通しているのか。</p> <p>コンシェルジュは日常的に市町村の職員とやりとりを行っており、意思疎通が図られている。これに加えて、来年度以降は、実際に現場を見る機会を増やすなどし、市町村の担当者とのより密接な連携を図っていきたい。</p>
石黒委員	<p>移住支援が市町村同士の奪い合いになるような状況は避けなければならないと考える。県として、各市町村の特徴をしっかりと把握し、どの市町村に住んでも満足してもらえるような支援を行ってほしい。</p>
石黒委員	<p>昨日の冒頭報告によれば、県内の水道は、人口減少等で水需要が減少し、料金収入が減少していく中、老朽化に伴う施設更新や耐震化も進めていかなければならないということが示された。また、職員の数も減っているということが示され、県内市町村等の水道事業は今後ますます厳しい状況になるとの話だったが、具体的にはどのように分析しているのか。</p>
食品安全衛生課長	<p>県内の水道事業においては、予想される人口減少に伴う給水量の低下及び水道料金収入の減が大きく、厳しい状況が続くことが予想される。</p> <p>具体的には、県内の給水人口は、2015年度末の110万7千人が、2040年度には83万9千人と、26万8千人の減、率にして24%の減となると推計している。</p> <p>県内の年間給水量については、人口減少に加えてトイレ、洗濯機、シャワー、食洗機等の節水機器の普及を考慮すると、2015年度は1億3,000万^m、県庁舎で例えると約1,200個分であるが、2040年度には8,900万^m、率にして31%減と人口減少を上回る減少率が予想される。</p> <p>水道職員については、10年前、2006年度の590人が、2015年度は471人と、119人減、約2割減少しており、4事業者では技術者もいない状況となっている。</p> <p>県内の水道事業数は、給水人口5千人を超える上水道事業が29事業所、5千人以下の簡易水道事業が36事業所となっているが、簡易水道事業については、3年前の2014年度の69事業所と比べ概ね半減し、近年、統合が進んでいる状況である。</p> <p>人口減少等に伴う事業規模の縮小傾向が顕著になってきており、課題としては大きく3つあると捉えている。</p> <p>1つ目は、人口減少に伴う水需要の減少は料金収入の減少に直結することから、水道事業の採算性の確保が厳しくなることが予想されることである。2つ目は、高度経済成長時代に整備された水道施設の老朽化施設の更新や、災害に強い水道のための耐震化の遅れが懸念されることである。3つ目は、技術職員の減少に伴い、技術の継承や災害時等の対応に支障をきたす恐れがあることである。</p>
石黒委員	<p>水道事業は原則として市町村が経営するものとされているが、市町村の水道事業が今後一層厳しい状況となっていくことが推測される中、県の役割はどのようになっていくと考えているか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p>食品安全衛生課長</p>	<p>今回策定する水道ビジョンの中に、県、水道事業者、水道用水供給事業者の役割を記載しているところである。</p> <p>県の役割については、現在開会中の国会に間もなく提出される予定の水道法改正案において、都道府県の役割として、「水道の基盤強化に関する施策を策定し推進するよう努めること」、「水道事業者等との広域的な連携を推進するよう努めること」などが記載される予定と聞いている。</p> <p>今回策定する水道ビジョンにおいては、この改正案の趣旨を盛り込んでおり、県として、広域連携推進の先導・指導及び市町村等の水道事業者間の調整等の役割をしっかりと担っていきたいと考えている。</p>
<p>石黒委員</p>	<p>今回の山形県水道ビジョン案で示した内容を実現していくために、来年度以降、県は具体的にどのように取り組んでいくのか。</p>
<p>食品安全衛生課長</p>	<p>水道ビジョンは今年度策定するが、策定後に実際にどのように進めていくかが重要と考える。</p> <p>来年度については、まず市町村等の水道事業者の現状を把握する。その上で、4圏域ごとに「広域連携検討会」を設置し、単独経営を続けた場合と広域連携した場合のシミュレーション等について整理しながら検討していきたい。</p> <p>また、内部の検討以外にも、例えば日本水道協会等専門機関と連携して、外部の専門家を講師とする水道技術向上のための研修会や水道料金算定に関する勉強会の開催などを実施していきたい。</p> <p>さらに、耐震化については、基幹管路の耐震適合率が39.1%という状況であることから、耐震化を進めていくため、水道施設の耐震化に対する補助金の予算確保や補助率のかさ上げ等の拡充を、水道事業者と一緒に、政府へ要望していきたい。</p>
<p>石黒委員</p>	<p>酒田市議と話をした中で、酒田市の水道事業も非常に厳しい状況になっており県も含めた広域連携を進めていく時が来ているという話があった。</p> <p>これからは、県が中心になりながら、市町村と連携をどう進めていくかが問われる。皆さんの取組みに敬意を表しながら、今後ますますしっかりと進めていただきたい。</p>
<p>阿部(昇)委員</p>	<p>議第50号から52号までの給与等に関する各条例は、大きな提案と捉えている。しかし、予算特別委員会で後藤委員が最後に少し触れただけで、今定例会で他には誰からも質問がなかった。議会ではそんなに重く捉えていないのかと思った。</p> <p>私は大きな問題と捉えている。第三者機関である山形県特別職報酬等審議会の開催を知事が11年ぶりに要請し、諮問したことは、行政のトップとして非常に大きな事柄である。</p> <p>正直、個人的には結論が出ていない。会派でも出ていない。月曜日の総務常任委員会の採決で、それを踏まえた本会議での最終的な結論だと考えている。その判断材料を得るため、これから質問する。</p> <p>執行部として、報酬等審議会開催にあたっての考え方と、結論の捉え方はどうか。</p>
<p>総務部長</p>	<p>報酬等審議会の条例は以前からあり、「議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするとき</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>は、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聞く」とされている。</p> <p>報酬・給与の額については、平成18年度の改定から10年以上額が据え置かれており、長年にわたり報酬等の額に関する有識者の意見を聞いてこなかった経緯がある。</p> <p>この間、リーマンショックや、東日本大震災があり、県の財政も含め厳しい状況があった。そこから、震災復興はまだ続いているが、経済については、かなりの状況まで回復してきている。こういったことに鑑み、報酬等審議会の意見を聞く必要があるのではないかという考えから、昨年2月議会に予算案を提出し、代表質問でも報酬等審議会及び特例減額についての質疑があった。そのうえで予算措置をし、今年度、審議会を開催した。</p> <p>審議会では、報酬等の額について、人口、経済の規模等から全国30位代前半の水準に本来の額を引き上げ、ただし、段階的という答申を得た。併せて、15年以上継続している減額についても、それを否定するものではないが、本来はやるべきではない。やる場合は期間等を区切るべきとの趣旨の意見も得た。</p> <p>こういった答申、意見を踏まえ、今定例会に議第50号から52号までの議案を提出したという経過である。</p>
阿部(昇)委員	<p>10年も経てば、経済状況や環境が変わるのは当たり前で、一つの区切りだと思う。</p> <p>8、9年前の選挙公約の端の方に書いてあるから、報酬等審議会の意見よりも公約の方が大事だという考え方が予算特別委員会が出されたが、個人的に非常に違和感がある。</p> <p>選挙公約は、達成できないものもあり、次にその部分を達成するために選挙公約を作っていくものと捉えている。市町村課長は、選挙公約についてどのように考えているか。</p>
市町村課長 (選挙管理委員会書記長)	<p>私の立場から話をするものではなく、県民の方からしっかり見ていただくものと考えている。</p>
阿部(昇)委員	<p>私もそう思う。できた、できないも含めて県民が最終的に投票で判断するものだと思う。なので、予算特別委員会の最後に出された意見は、私はかなり違和感があった。</p> <p>知事等の給料月額を本来の額に戻すことと、10%の削減は、どういう経過を踏まえて決まったのか。</p>
総務部長	<p>審議会の答申と併せて、特例減額に関しては、減額措置は15年以上継続しているが、審議会の答申を得て定めた本来の額を受け取るべきである。特例減額を実施することを否定するものではないが、経済情勢や財政状況の著しい悪化等があった場合において、減額率や期間を限定して実施すべきであるという意見があった。</p> <p>この独自減額については、本県の経済、雇用情勢はリーマンショック以前の水準まで回復していること、ここ数年の税収の伸びに見られるように、個人所得、企業業績も順調に推移していることなどに鑑み、審議会からの意見も踏まえ、現行の独自減額、知事においては25%を一旦廃止する条例案を提出している。ただし、長年減額を継続してきたこと、また、景気は</p>

発 言 者	発 言 要 旨
阿部(昇)委員	<p>回復基調であるが、県民の中にはまだ実感がわからないという意見の方もいることから、知事の心情として新たに10%の独自減額を来年度1年間実施するという意向を踏まえ、私どもの方で条例案を作成し、県として議会に提案した。</p> <p>他の都道府県や市町村には、独自に給与を減額している例があり、中には50%減などというものもあるが、それはあくまでひとつのやり方にすぎない。行政のトップとしての仕事に見合った報酬であるべきである。</p> <p>県民の経済状況や感情、類似団体との比較など、色々なものを総合して10年くらいで見直しをしていく。あるいは、一回白紙に戻して、今の状況を踏まえて議論をするというのは、手法として当たり前だと思う。</p> <p>今回は、「段階的に」給与を上げるべきということになったが、そのように判断した理由は何か。</p>
総務部長	<p>本来額の引上げと、特例減額という二つの論点がある。</p> <p>審議会からは、本来の額について30位代前半の水準まで引き上げること、方法については「段階的に」という答申を得ている。議会の議員においては4%強、知事・副知事においては2%を上回る水準という一定の引上げ幅があるので、答申には直接は書かれてはいないが、県民の理解を得るためということを含めて「段階的に」という答申がなされたものと承知している。これを受けて、平成30年度及び31年度で半額ずつ引き上げている。</p> <p>一方、特例減額については、本来額を受け取るのが本来の姿であるというのが審議会の意見であるので、これを踏まえて一旦廃止し、その上で、1年間10%ということで、これも一気に戻すのではなく、一旦10%という形にするという知事の指示を受けて、条例案を提案している。これは知事のお気持ちということで承っている。</p>
阿部(昇)委員	<p>私見だが、本県の議員の報酬月額約70万円、それに対し知事は約90万円である。正直、知事の給料は安いと思う。</p> <p>そういう公約を掲げて当選したんだろうという意見もあると思うが、知事の給料は、110万人のトップとして判断し、責任を取らなければいけない。仕事量に見合った額でいいと思う。</p> <p>9年前の公約にあるから、今回も20%削減しろというのは乱暴な意見だと思う。</p> <p>個人的には、議員報酬は上げなくてよいと思う。議員報酬は上げて知事の給料を下げろ、というのは筋が通らないと思う。全員ではないが、会派の大方の意見である。</p> <p>少なくとも議員報酬は上げず、その分は県民に使ってもらうほうがいい。知事の給料を20%下げろという議論が出てくるなら、そういう議論もなされるべきである。</p> <p>また、公約の話判断材料に加えるべきではない。データに基づき、今の経済社会情勢に基づき、判断がなされるべきであり、これから先10年、20年の特別職報酬を決めるべきである。</p> <p>個人の好き嫌いで決定すべきものではなく、将来、誰がやっても適切だと言えるような金額にすべきである。</p> <p>知事は下げて、議員は上げろというのは県民感情として通らない。今のデータ、社会状況や類似団体との比較を踏まえて特別職の報酬を決定すべきである。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
小野委員	独自減額措置について、現在は25%だが、知事の公約は20%カットではなかったか。
総務部長	現在の特例減額の率が25%である。20%というのは、知事の1期目、平成21年の選挙の際の「報酬20%カットの存続を実施する」という公約であると承知している。
小野委員	20%が選挙公約で、それが25%になったのか。
総務部長	平成21年2月の就任当初は22%であったが、この当時、リーマンショックということで非常に厳しい経済状況であった。これを踏まえて、21年12月からさらに1%減額して23%にしている。さらに翌年12月からは、前年度に引き続く厳しい社会・経済情勢を踏まえて、さらに2%減額して25%にしている。それ以降、25%という状態が継続している。
小野委員	22%を維持する、21年に23%、22年に25%などというのは誰がどこで決めたのか。知事本人の意向からか。
総務部長	これらは特例的な減額なので、知事の政治判断である。それを踏まえて条例案を提出し、可決されたという手続である。
小野委員	知事の政治判断ということは、知事自らの意思で、25%を減額してきたという理解でよいか。
総務部長	<p>知事の選挙公約は、1期目の選挙において20%カットの存続を実施すると言っている。平成25年の2期目と29年の3期目の選挙公約においては、特段の言及がなされていないと承知している。</p> <p>一方で、特例減額は、リーマンショック等、厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、政治判断として25%の減額という経過をたどっている。</p> <p>景気が回復傾向にあるということで、今回、特例減額を一旦廃止し、その上で、知事的心情を踏まえ10%の削減を1年間講ずるという条例案を提案した。</p>
小野委員	25%という数字は知事の政治判断で決めたとのことだが、今回、報酬等審議会はこの政治判断を基本に議論したのか。あるいはそれを脇に置いて、別個に議論したのか。
総務部長	<p>報酬等審議会は、議会の議員報酬と知事・副知事の給料月額の本額を議論する場というのが条例上の仕立てである。</p> <p>ただし、現実問題として特例減額が続いているということで、審議会会長から資料提出の指示があったため、平成14年度以降続いている特例減額の経過、全国の議会、知事・副知事の特例減額の現状についての資料を提出し、審議会の中で議論が交わされたところである。</p> <p>そして、答申に併せての意見という形で、知事は本額を受け取るべきである。減額することを否定するものではないが、経済情勢、財政状況の著しい悪化等があった場合において、減額率、期間を限定して実施すべきである、という意見を頂戴した。</p> <p>これを踏まえて、条例を一旦廃止し、新たな条例案として、知事は10%</p>

発 言 者	発 言 要 旨
小野委員	を1年間という案を提案した。
小野委員	25%と決めたときは、報酬等審議会に諮って決めたのか。
総務部長	23%、25%の決断に当たっては、報酬等審議会には諮っていない。あくまで報酬等審議会は、条例上は本来額を議論する場である。今回の審議会においては、本来額と併せて、15年以上特例減額が続いているということで、委員の間で議論が必要という判断の下に資料の請求があり、審議会の中で議論があり、答申の際に意見という形で頂戴したという経過である。
小野委員	来年度は10%カットであるが、31年度からはカットがなくなるのか。
総務部長	現在提案させていただいている条例案は、来年度に10%1年間という内容であるので、これ以上新たな条例案の提出や修正がなければ、31年度は本来額に戻ることになる。
小野委員	平成31年度にカットがなくなったときに、また削減する、しないという知事の意向は現時点で何かあるのか。
総務部長	先月2月15日の定例記者会見において、1年後は独自カットを止めるつもりなのかという記者からの質問に対し、「そうですね。現時点ではそのように考えております。」と知事は答弁している。
小野委員	25%の減額がゼロになると、知事の給与年額は今より約410万円アップする。かなりの額になると思う。 知事から代表監査委員までは新たに10～5%の減額率となるが、一般職の管理職手当はマイナス18%がそのままというのはどういうことか。
総務部長	一般職は、あくまで管理職手当に対する減額であって、給料月額は今後も変わらない。 管理職手当のカットを年収ベースにすると、部長級が約3%、課長級が約2%のカットという形になる。知事の25%は、東京の60%、大阪の30%に次いで全国第3位の水準ということで、これを今回廃止して、知事10%から課長級2%までで再設計した。
小野委員	管理職手当の金額はいくらか。
総務部長	部長級で月額130,300円、次長級で94,000円、課長級で66,500円。これが管理職手当の本来の月額である。
小野委員	議第52号の説明資料中、新たな減額措置の内容として知事から代表監査委員まで記載されているが、特別職と一般職の整合性は取れているのか。
総務部長	削減率については、知事・副知事が10%、教育長、企業管理者、病院事業管理者及び代表監査委員が5%という提案をさせていただいている。それぞれの給料月額に対する減額率であり、期末手当は減額していないので、年収ベースでの減額率は、知事が約7.2%、教育長から代表監査委員までは約3.6%である。これに続く部長級が2.6%、次長級が2.1%、課長級が1.9%

発 言 者	発 言 要 旨
	程度ということで再設計した。
小野委員	議第49号について、知事は退職手当を受け取らないと言ったのに、退職手当を3.6%下げるとするのは、どういう関連性があるのか。
人事課長	知事の退職手当は、制度上、特別職の職員に対する退職手当支給条例に基づき支給されるが、吉村知事は、条例の附則において任期中の退職手当を支給しないという取扱いにしている。この度の改正は、あくまで制度そのものを改正するということで、吉村知事に退職手当が支給されるということはない。
小野委員	一般の人は分からないのではないか。条例が改正されたということは、退職金を受け取ることにしたと思うのではないか。誰にでも分かるようにすべきではないか。 退職金は受け取らない。給料は満額になると理解してよいか。
総務部長	退職手当は、条例の附則で3期目について支給しないということになっている。給料については、月額10%を1年間減額し、平成31年度からは本来額を支給するという条例案になっている。
小野委員	給料は、知事の政治的判断で現在は25%の減額。それを、今回の審議会の答申を受けて、30年度は10%の減額とし、31年度からは全額受け取る。退職金は、政治的判断で受け取らない。ただし、条例としては3.6%マイナスになる。このように理解してよいか。
総務部長	審議会の答申であったのは、本来額の引き上げについて段階的ということである。特例減額については、カット競争するのではなく、知事は本来の額をもらって知事としての職務をしっかりとやるべきとの審議会でのやり取りを踏まえ、意見の中で、本来額を受け取るべきである、特例減額を否定するものではないが、期間や額を限定してやるべきであるとの意見があったため、今回は議第51号で廃止し、議第52号で10%を1年間減額するということである。 退職手当については、知事は3期目は受け取らないが、条例上の、ルールとしての退職手当を、一般職と合わせて引下げを行うということである。
小野委員	25%から10%になり、ゼロになるということに対しての知事のコメントはないのか。
総務部長	今定例会開会日の知事説明の中で、この条例を提出するということは言及している。それから、2月15日の予算案の発表の記者会見の中で問われており、独自減額については、「本県の雇用・経済情勢についてはリーマンショック以前の水準まで回復していること、ここ数年の税収の伸びに見られるように、個人所得、企業業績も堅調に推移してきていることなどに鑑み、審議会から頂いた御意見も踏まえ、現行の独自減額については一旦廃止を提案する考えでございます。ただし、私の心情として、新たに減額率10%の独自減額を来年度1年間実施してまいりたいと考えております。」ということを上申している経過がある。 有効求人倍率が、直近でだいぶ良くなっていることや、個人県民税、法

発 言 者	発 言 要 旨
田澤委員	<p>人税などの増収も見込まれるという状況もあるので、方向性としては戻すということであるが、まだ実感がわからないという方もいらっしゃるということがあるので、知事の心情として期間を区切って来年度1年間という発言をしている。</p> <p>報酬等審議会の答申については、私は景気状況や県の財政規模、人口規模等からして妥当なものだと思っている。それを前提に質問したい。</p> <p>議第48号、51号及び52号については、2月19日に意見の聴取ということで、人事委員会から議会に報告があった。議第48号の退職手当及び議第51号の給与特例に関する条例の廃止については、適当なものだと認めるとされている。</p> <p>一方で、議第52号については、「厳しい財政状況を考慮していると思料されるが、職員の給与の減額支給は、給与勧告制度の趣旨と異なる措置であり、相当長期間継続しており、本委員会としては減額支給措置が解消され、人事委員会勧告に基づく本来の給与水準が確保されることを改めて望むものである」とされている。この点について、人事委員会から説明いただきたい。</p>
人事委員会 職員課長	<p>この意見聴取に関しては、以前から何度も行われており、同じような形で意見を提出した。独自の減額措置というものは、給与勧告制度の趣旨とは全く異なるものという認識である。また、減額措置が相当長期間継続しており減額措置を解消して本来の給与水準に戻してほしいという趣旨で意見を提出した。</p>
田澤委員	<p>人事委員会としては、勧告どおりにやってほしいという意見であり、一般職の管理職手当の18%減額は、勧告と若干ズレがあると理解してよいか。</p>
人事委員会 職員課長	<p>減額率の大小に関わらず、このような減額措置そのものを止め、本来の給与水準にしてほしいということである。</p>
田澤委員	<p>公務員は労働基本権が制約されており、その代替措置として人事委員会がある。その制度に従って決めていくのが筋だと思うが、知事は人事委員会の意見に対してどのような意見を持っているのか、直接知事からは聞けないので、部長から知事に聞いてもらうことはできるか。</p>
総務部長	<p>私は人事の責任者であるので、この委員会においては私が県としての見解を申し述べる立場にあるという理解の下に答弁する。</p> <p>先ほど人事委員会から答弁のあったとおり、管理職といえども一般職の公務員であり、管理職手当を含む給与制度は人事委員会勧告制度の枠内である。今回、勧告に基づかず減額するというので、先ほどのような見解が示されていると承知している。</p> <p>一方で、知事の給料月額や管理職手当の減額は、平成14年度以降、雇用・経済情勢が厳しいということで始まり、継続している。先ほど申し上げたように、雇用・経済情勢は改善を見ているが、まだ県民の中には実感されていない方がいるということに鑑みて、管理職手当についても一定の減額を続けるということで、条例案を提案した。</p>
田澤委員	<p>人事委員会の勧告に関して、このような結論を出したという知事の政治</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>判断を、後で聞けるなら聞いてほしい。</p> <p>知事が初めて立候補するときに、公約に退職金廃止と報酬20%カットの存続を掲げている。退職金廃止は3期目の今も続いているが、報酬20%カットの存続は別々のものということなのか。この辺りの知事の見解についても聞いてほしい。</p> <p>人事委員会からの意見についてと、公約についての考え方、この2点について、知事の考えを聞きたい。</p>
大内委員長	<p>この場合、知事の考えを聞くのは、知事をこの場に呼ぶ方法と、総務部長に知事の考えを聞いてもらい、この委員会に伝えてもらうという方法がある。田澤委員の意向はどうか。</p>
田澤委員	<p>部長を通して聞いてもらえば良いのではないかと。</p>
大内委員長	<p>田澤委員の質問に対しては、総務部長から知事の考えを聞いてもらい、今日の午後、又は来週の月曜日にお知らせいただきたい。</p>
今井委員	<p>山形県特別職報酬等審議会の答申書の文書量はどのくらいか。</p>
総務部長	<p>A4版1枚である。</p>
今井委員	<p>それでは、その答申書を提供してほしい。また、答申の際の附帯意見も一緒にいただきたい。</p>
総務部長	<p>報酬等審議会は公開の場で行われており、附帯意見も公開の場でなされている。資料請求があれば出すことは可能である。</p>
今井委員	<p>審議会のメンバーは出せるか。</p>
総務部長	<p>これについても、すでに公表しているもので、資料として出すことは可能である。</p>
今井委員	<p>お願いしたい。</p>
船山委員	<p>審議会への諮問は、誰の責任で行うのか。</p>
総務部長	<p>昨年8月23日に今回の諮問がなされている。山形県知事吉村美栄子から山形県特別職報酬等審議会会長に諮問がなされている。</p>
船山委員	<p>知事が、こういう原案を基に議論をして答申を出すように投げかけていることでよいか。</p>
総務部長	<p>山形県という行政機関の長である山形県知事吉村美栄子から諮問がなされている。</p>
船山委員	<p>諮問案を形作る中で知事の判断はあったのか。</p>
総務部長	<p>報酬等審議会を今年度開催させていただくにあたり、昨年2月定例会の</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>代表質問でやりとりを行った。 諮問の内容は、「議会の議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額について、貴審議会の意見を求めます」というものである。</p>
船山委員	<p>諮問案を作るときに、知事の考えは入っているのか。</p>
総務部長	<p>山形県の長たる知事として諮問をしているので、当然のことながら、知事の考えはこの中に反映されている。</p>
船山委員	<p>審議会の中で議論された過程を知りたいが、議事録等は公表できるか。</p>
総務部長	<p>すでにホームページで公開している。</p>
船山委員	<p>知事の考えを聞くと委員長が整理したので、それを踏まえて議論をしなければいけないと思う。重要な案件であり、議会としても丁寧に進めるべきだったが、今回は総務常任委員会にゆだねられている。しっかりと議論していきたい。</p>
大内委員長	<p>先ほど、知事の考えを総務部長を通して聞いてほしいという趣旨の発言があったので、その内容を整理したい。 一つは、人事委員会からの意見に対する知事の考え方について。人事委員会からの意見では、減額措置を廃止すべきとしているが、独自減額措置を行うことに対する知事の考え方はどうか。 二つ目は、公約と独自減額措置の関係について。退職金については、立候補時の「受け取らない」とした公約が存続しているが、給与については存続しないということになるのか。 以上のような内容でよろしいか。</p>
船山委員	<p>2番目の質問に関連して、1期目の公約を変更することになった考え方を併せて聞いてほしい。 それから、知事の給料が2年後には現行から410万円増えることになるが、知事はどのように考えているのか。</p>
阿部(昇)委員	<p>概ね良いと思うが、400万円増えること云々は不要ではないか。51号と52号について、独自減額の理由について聞けばよいと思う。</p>
石黒委員	<p>阿部委員に同意する。</p>
船山委員	<p>410万円は県民感情からすると大幅アップではないか。1年間働いても400万円もらえない方もたくさんいる。一気にそのくらいの金額が上がるということについての、知事本人の考えは聞いて然るべきだと考える。</p>
阿部(昇)委員	<p>そのことを踏まえて整理すればよい。</p>
船山委員	<p>委員長としてはどのように考えるか。</p>
大内委員長	<p>400万等についての議論も先の質問に包括されていると考えるが、各委員の意見はどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
小松副委員長	<p>まずは最初の2点について聞き、その上でさらに考え方を聞く必要がある事項が出てくれば、また改めて聞いてはどうか。</p>
船山委員	<p>予算特別委員会における後藤委員の質問の中で、年間給与が410万円アップすることへの言及があった。答えがあって然るべきだと思う。</p>
阿部(昇)委員	<p>410万円アップについての議論も、先の質問に含まれている。知事の方を聞けば足りる。もっとそれ以上に聞くべき事項があれば、またその時点で聞けばよい。今回は整理して、先ほどの2点について聞くべき。</p>
大内委員長	<p>独自の減額措置が知事の政治判断であれば、なぜ減額するに至ったのかを県民に説明責任を果たしてほしいということで質問したい。</p> <p>410万円増えることについては、今回、減額措置を廃止して元に戻すことに対しての知事の方を聞く中に包括していると思うので、まずは大括りで質問するという整理で整理したい。</p>
今井委員	<p>報酬等審議会の答申書を見たが、知事に関して言えば、平成31年度の給料月額が124万円と出てくるが、減額率については答申書には入っていない。</p> <p>減額率10%というのは、報酬等審議会が決めたのではなく、知事の意向を聞いて事務局で決めたのか。</p>
総務部長	<p>午前中の今井委員からの指摘を踏まえ、資料を配付している。1枚目が今年の1月26日に報酬等審議会から頂戴した答申である。</p> <p>議長から議員までは4.3%、知事と副知事については2.3%の引上げという答申である。</p> <p>ただし、次の金額まで段階的に引き上げることが適当であるという御指摘があるので、今年4月からはこれの概ね半分、来年4月からはこの記載の額ということで、2段階の引き上げの条例案を提案した。</p> <p>この審議会は、本来額を議論する場なので、特例減額については、2枚目の答申に併せて、本来の金額を受け取るべき、否定するものではないが減額する期間を限定するという意見があった。この部分を踏まえて、今の25%減額の条例を廃止し、10%1年間という形での条例案を提案した。</p> <p>今年度開催の審議会の結論を踏まえ、議第50号から第52号までの3条例案をまとめて今定例会に提案した。</p>
今井委員	<p>答申書には減額率の数字は出ていない。10%減額等の数字は、審議会の議論を踏まえて事務局の方で数字を作ったということでよいか。</p>
総務部長	<p>審議会の答申・意見を踏まえての執行部の対応については、午前中に大内委員長から知事の見解を確認するようにとのことだったので、この昼休みに知事に確認をしてきたので答弁したい。</p> <p>「独自減額の取扱いについては、1期目の公約で20%の減額の存続を実施することとし、就任後は、リーマンショックによる経済・雇用情勢の悪化等も踏まえ、減額率を25%まで拡大し、2期目についても公約には掲げておりませんでした。25%の減額を存続してまいりました。</p> <p>今年度、先ほど申し上げましたとおり報酬等審議会を開催し、昨今の社会・経済情勢等に照らし、議会の議員報酬及び知事や副知事の給料月額の</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>在り方と併せまして、独自減額の取扱いについても御議論をいただいたところでもあります。これまで、審議会を3回にわたって開催し、答申をいただきましたが、答申の際に、独自減額措置は15年以上継続しているが、審議会の答申を得て定めた本来の額を受け取るべきである。二つ目に独自減額を実施することを否定するものではないが、経済情勢や財政状況の著しい悪化等があった場合において、減額率や期間を限定して実施すべきであるとの附帯意見をいただいたところでもあります。</p> <p>独自減額につきましては、本県の経済・雇用情勢についてはリーマンショック以前の水準まで回復していること、ここ数年の税収の伸びに見られるとおり、個人所得、企業業績も堅調に推移してきていることなどに鑑み、審議会からいただいた御意見も踏まえ、現行の独自減額（知事25%）については一旦廃止したいと考えたところでもあります。</p> <p>ただし、長年減額を継続してきたこと、また、景気は回復基調ではありますが、まだ実感が湧かないという方もいらっしゃる中で、私（知事）の心情といたしまして、新たに減額率10%の独自減額を1年間と期間を限定して実施させていただきたいと考え、提案を申し上げたところでもあります。」ということである。</p> <p>また、副知事は知事と同率の10%、教育長等においては5%、管理職手当については18%だが、年収ベースで言うと2から3%という形で再構築をするという経過である。</p>
今井委員	<p>知事の減額率25%は、審議会等を受けてではなく知事の政治判断で行った。今回の10%については、審議会の答申を得て数字を弾いたという説明だと思う。</p> <p>10%には知事の意向は入っていないのか。</p>
総務部長	<p>審議会の附帯意見を検討の過程で見たという点については御指摘のとおりである。</p> <p>ただ、10%という数字は、附帯意見の中にはなく、審議会の意見を踏まえて、執行部において知事の決断として設定したうえで、条例案を調整した。これについては、経過として審議会はあるが、知事の判断である。</p>
今井委員	<p>来年度は10%、平成31年度はゼロになるところまで、今回は提示されていることでよいか。</p>
総務部長	<p>段階的に引上げをしているのは、議第50号である。条例の本則において、平成31年度の額を答申どおりに設定し、来年度分については、概ね半分引き上げるということを経過措置として記載した。</p> <p>それから、特例減額の議第52号は、来年度の1年間、知事10%などの減額率を設定するという条例案であるので、何もなければ、今年度までが25%、来年度1年間が10%、31年度以降については減額措置がないという制度になっている。</p>
今井委員	<p>そうすると、平成31年度の減額率ゼロは、来年度の予算でまた審議をし、議決を得る必要があるのか。</p>
総務部長	<p>制度としての条例は、平成31年度は減額措置がないという状態になる。これを裏付ける予算は、毎年度の予算で審議をいただく。来年度の予算に</p>

発 言 者	発 言 要 旨
今井委員	<p>については、昨日、秘書課長から秘書課の予算として説明があった。</p> <p>知事の給料月額及び年収については、この議会でこれを決定すれば、継続的にこの金額となるのか。次に報酬等審議会をいつ開くか分からないが。</p>
総務部長	<p>知事・副知事の給料月額及び議員の報酬は、来年4月以降の改定にあたっては、本県の民間の情勢を反映した県職員の給与改定率の相乗積を報酬等の額に乗じて得た額を基礎に、他の都道府県の改定状況や県内の経済状況などを考慮して決定することが適当であるとの答申であった。10年以上審議会を開催してこなかったということで、本来は、定期的で開催して県民の意見を聞き、それを判断すべきではないかという議論がされた結果である。これに伴って上下することが一つ考えられる。</p> <p>もう一つは、特例減額であるが、審議会とは関係なく、知事の判断ということで、今の段階では、あるともないとも言えない。</p>
今井委員	<p>今回、11年ぶりに報酬等審議会が開かれたが、知事が諮問しなければ開かれないわけで、定期的なものではないという解釈になる。減額については、本人がお返しすれば別だが、報酬等審議会が開かれなければあり得ず、このまま行くということか。</p>
総務部長	<p>この点については、委員の御指摘と逆であり、特例減額については審議会と関係なく行うのが基本である。</p> <p>審議会の定期開催というのが答申の中にあり、2、3年に1回見直すべきという意見があり、これで本則額が上下することがある。</p>
今井委員	<p>今回の10%には知事の意向は入っていないと解釈する。だからこそ、選挙で公約したお気持ちがあるなら、この10%に知事の意向が入っていないとすればどうなのかということをお聞きしたい。</p>
総務部長	<p>答申あるいは意見の中には、この10%は入っていない。特例減額についての審議会の意見は、知事・副知事については、審議会の答申を得て定めた本来の額を受け取るべき、独自減額を実施することを否定するものではないが、経済情勢、財政状況等に著しい悪化等があった場合において、減額率や期間を限定して実施すべきである、というもので、原則否定して、限定的な理解を示していることに留まるものである。</p> <p>具体の10%1年間というのは、知事の判断である。</p>
阿部(昇)委員	<p>報酬等審議会などで、「段階的に引き上げる」という踏み込んだ意見は少ないと思うがどうか。</p>
総務部長	<p>この「段階的に」という文言が入った経過としては、4%強ないし2%強という一定の幅のある引上げ答申であったので、その辺りの状況を勘案して入れられたものと理解している。今回は、10年以上見直してこなかったため、引上げ幅が大きい。また、最近、新潟県で同じように段階的な引上げがあったと承知している。</p> <p>長期的に見直しをしてこなかったことが異例で、そのことに伴って、異例の「段階的に」という文言が入っている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
阿部(昇)委員	特別職には我々県議会議員も入っているが、県議会議員の中で協議する場がなかった。知事部局が、我々も含めて提案している条例だが、そのことについての所見はあるか。
総務部長	<p>1月26日の答申を受けて、執行部において2段階の引上げという案を考えたが、これは議員報酬とセットである。</p> <p>これまでも、議員報酬の改定については、知事等特別職の職員等とセットで執行部の方から提案しているという経過に鑑み、執行部側の案として、2段階で答申どおり引き上げるということ、特例減額についてもこのように考えているということ、議会にもお知らせのうえ、条例案を作成し、提案したという経緯はある。</p>
阿部(昇)委員	限られた時間ではあるが、大変に重要な問題であるので、十分に協議していきたいと思う。
小野委員	未収金回収業務の民間委託は公募型プロポーザル方式で実施することだが、どのようなものか。
会計課長	<p>県の様々な業務委託で公募型プロポーザル方式が採用されており、昨年度は142件実施された。具体的には、複数の者に企画を提案してもらい、その中から優れた企画を行ったものを選定する方式であり、今回の場合は、未収金の回収業務という法的知識やノウハウなど高度な専門知識が必要であるため、価格だけで業者を選定するのではなく、業務実施体制、債務者の個人情報保護への取組み、回収率、成功報酬率などを提案してもらい、総合的に審査して業者を選定することとした。</p>
小野委員	貸付金の回収は大変な仕事だと思う。プロポーザル方式とは言え、書類上の審査で大丈夫なのか。
会計課長	<p>契約の相手方は弁護士、弁護士法人、債権回収会社であり、債権回収会社は法務省の許可を受け事業を行っている。他県においても、公募型プロポーザル方式で業務を委託しているところがある。</p> <p>具体的な委託業務の内容は、債務者への文書、電話、相談があった場合の担当課への繋ぎなどである。</p>
小野委員	対象となる債権の額はいくらか。
会計課長	債務者数で187人、金額にして合計約7,800万円ほどである。
小野委員	収入未済金縮減指導費の予算額737万4千円のうち、債権回収業務委託関係が690万円とのことだが、これが全部業者に支払われるのか。
会計課長	これは回収率や成功報酬率を最大限に見た予算積算であり、実際には、回収した額に成功報酬率を乗じた金額が委託費として支払われる。
小野委員	成功報酬率はどのくらいに設定しているのか。
会計課長	成功報酬率については、これから業者から企画提案を受けるので、ここ

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>では控えさせていただく。 なお、他県の例では、回収率は数%から10%台、成功報酬率は回収額の3割から4割といったところである。</p>
小野委員	<p>今回は5つの滞納債権を委託するとのことだが、それぞれの金額はどうか。</p>
会計課長	<p>母子父子寡婦福祉資金が、2,900万円、農業改良資金が780万円、育英奨学金が3,200万円、特別貸与奨学金が880万円、高等学校定時制課程修学資金が40万円である。</p>
小野委員	<p>滞納債権を見ると、「母子父子寡婦福祉資金」や「育英奨学金」など、回収が難しいと思われるものが並んでいる。頑張っているが、どうしても返せないという方もいる。そういった事情を踏まえた対応が必要と思われるが、会計管理者の考えはどうか。</p>
会計管理者	<p>例えば、育英奨学金は、経済的な理由により就学困難な方に対する貸付金であり、そういった制度の趣旨も踏まえ、回収にあたっては、その家庭の経済状況に応じて分納という方法も取るなど、債務者の状況に配慮し実施したい。 今回の委託業務は、債務者と連絡が取れないなど、回収困難な債権を対象にしており、一般会計では初めて取り組むものである。今回の業務委託の対象は貸付金だが、成果を検証し、次のステップに繋げていきたい。</p>
小野委員	<p>山形ジェイアール直行特急保有株式会社（以下、「同社」とする。）が所期の目的を達成したため今年度末に解散すると聞いた。同社は金融機関から396億円の資金を調達し、山形新幹線の線路や車両の整備を行ってきたとのことだが、調達した資金に利子はいくらついたのか。</p>
総合交通政策課長	<p>25年間に渡って返済が行われ、その間、長期の借入れ、短期の借入れ、借換えなどがあったため、直ちに利子の合計額を申し上げることができない。</p>
小野委員	<p>同社とJR東日本とのリース契約は具体的にはどのような内容か。</p>
総合交通政策課長	<p>25年間の年度ごとに貸付料に関する契約が定められている。ここ数年間では、リース料は年間約14億円であった。</p>
小野委員	<p>同社は、金融機関から調達した資金を利子も含めて全額返済したと理解しているが、今後はJR東日本に無償で貸与することになるのか。また、同社の解散に当たり、残余財産を分配することになると思われるが、どのような取扱いとなるのか。</p>
総合交通政策課長	<p>今後はJR東日本に無償で貸与するのか、という点については、無償ではなく、今年度末をもって貸し付けるという関係が終了するが、今年度末でJR東日本が同社が保有している鉄道施設等を買取るという形になる。そのため、譲渡益が同社に新たに発生する。残余財産等については、その譲渡益と、もともと同社に蓄積されてきた利益や負債などを清算し、</p>

発 言 者	発 言 要 旨
小野委員	<p>出資割合に応じた分配手続きを来年度以降に行うこととなる。</p> <p>清算手続きは来年度以降になるということか。</p>
総合交通政策課長	<p>譲渡額についても、まだ正式には決まっておらず、今月末に開催予定の株主総会をもって正式な決定となる。その後、年度明けに、清算手続きに入ることとなる。</p>
小野委員	<p>同社が解散し、保有する鉄道施設等が全てJ R 東日本に譲渡されることになるが、米沢～福島間のトンネル整備や、複線化、高速化など、山形新幹線が抱える課題は山積している。これらの課題には今後どのように取り組んでいくのか。</p>
総合交通政策課長	<p>同社は、金融機関から資金を調達し、福島～山形間の山形新幹線プロジェクトを実現するため、レールの拡幅など、鉄道施設の改良を行うために設立された会社である。山形新幹線を取り巻く様々な課題については、同社とは関係なく、これまでも期成同盟会等を通じて要望や検討を行ってきた。同社が解散することにより、これまで行ってきた様々な活動がなくなるといったことはない。</p>
小野委員	<p>J R 東日本に要望するだけでなく、同社のように、何らかの組織や仕組みを作った上で、こちらはこういう負担をするので、こうしてほしい、などと具体的に進めてほしいと考えるがどうか。</p>
総合交通政策課長	<p>繰り返しになるが、これまで、同社を通じて山形新幹線の機能強化を図ってきたわけではなく、同社はあくまで福島～山形間の山形新幹線プロジェクトの資金調達のために便宜的に設立した会社である。その会社が返済を全て終え、目的を達成したので、今般解散するということである。</p> <p>山形新幹線については、例えば、J R 東日本で、福島～米沢間のトンネルについての調査を行い、それに基づき、県とJ R 東日本は、早期事業化に向けてこれから具体的な検討を始める、ということも行っている。今後、要望だけでなく、具体的な取組みは行っていく。</p>
小野委員	<p>前回の委員会で、山形新幹線の沿線における、携帯電話の不感区間の問題と、車両へのW i - F i 整備の問題を取り上げた。それぞれ、解決に向けた動きが出ているが、今後どのように進んでいくのか。</p>
情報政策課長	<p>携帯電話の不感区間については、今年度、総務省の補助金が採択され、米沢・福島間の3つの区間について調査及び工事が行われ、板谷トンネルについては秋ごろまでに解消される見込みである。他の2つの区間についても、来年度、順次、工事が行われる見込みである。</p>
総合交通政策課長	<p>山形新幹線におけるW i - F i の整備については、昨年11月の段階では、J R 東日本としては、次の車両更新の際に整備を行うという方針であったが、先月に計画が変更され、来年度から、順次車両の改修を行い、サービスを提供することとなった。再来年度中には山形新幹線の全車両に整備される見込みである。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
小野委員	足湯付きの山形新幹線「とれいゆつばさ」も対象か。
総合交通政策課長	JR東日本の発表はE3系となっており、とれいゆつばさも対象となるかについては確認したい。
船山委員	食肉衛生検査所再編事業費の具体的な内容はどのようなものか。内陸食肉衛生検査所置賜支所に関する事か。
食品安全衛生課長	<p>山形市の平成31年度からの中核市移行に伴う事業である。県内にはと畜場が3か所あり、食肉衛生検査所としては、山形市に内陸食肉衛生検査所本所が、米沢市にその支所である置賜支所が、庄内に庄内食肉衛生検査所がある。</p> <p>置賜支所には4名獣医師がおり、と畜検査は支所の業務として完結しているが、補助的な検査は本所が行っているため、この機能を支所に移すものである。また、本所の検査機器を支所に移転する経費、あるいは古い機器を更新する経費も含まれる。機器の移転等に伴う支所の建物の増改築は行わないが、レイアウト変更で対応する。</p>
船山委員	置賜支所では検査できることと、できないことがあるということか。
食品安全衛生課長	と畜検査業務は支所で完結しているが、例えば、置賜で敗血症が出ると、薬剤感受性試験などの詳しい分析は本所で行う。また、牛白血病では特殊な染色法や顕微鏡を使うが、この検査は置賜の分も本所で行う。これらの業務を支所に移し、支所で完結できるようにするものである。
船山委員	内陸食肉衛生検査所本所はどうなるのか。
食品安全衛生課長	と畜場法第2条、第4条により、保健所設置市は食肉衛生検査業務を行うこととされている。山形市内にと畜場があるので、山形市が中核市に移行すると、保健所設置市として、と畜場を管轄し、と畜場の食肉衛生検査を行うことになるので、内陸食肉衛生検査所本所の機能は山形市に移行される。
船山委員	フル規格新幹線の整備について、シンポジウムの開催や様々な啓発活動などを行ってきたが、これまでの取組状況はどうか。また、県民の機運は高まっているのか。
総合交通政策課長	<p>大きく分けて、県内の取組みと、関係県と連携した取組みがある。</p> <p>県内の取組みについては、平成27年5月に立ち上げた県の同盟会を活動の核として、シンポジウムや地域ごとのセミナーの開催、新聞やフリーペーパー、ラジオなど広報媒体を活用した啓発活動などに取り組んでいるほか、政府への要望活動を行ってきた。</p> <p>県内の機運醸成については、平成27年に行った県政アンケート調査では、県民の約6割がそもそも奥羽・羽越新幹線の基本計画の存在を知らないという状況であり、そこからの出発であった。その後の2年間、出前講座やショッピングモールでの啓発キャラバンの開催などに取り組んできた。</p> <p>関係県と連携した取組みについては、これまでも期成同盟会による政府への要望活動に取り組んできたが、より説得力のある要望内容にするため、</p>

発 言 者	発 言 要 旨
船山委員	<p>28年8月に関係6県合同プロジェクトチームを立ち上げ、費用対効果を含め、新幹線の必要性についての理解を深めてきた。</p> <p>以上のような取組みの結果、新聞報道を含め、県民の関心は高まってきていると思われるが、より詳しく知っていただく必要があるし、県としても、より詳しく知っていただくための材料をより多く提供していく必要があると考えている。先ほどのプロジェクトチームの成果物なども、今後の機運醸成に活用していきたい。</p> <p>フル規格新幹線の実現に向けては、実際は板谷峠にトンネルを掘るだけでも20年かかるとも言われている。そういう点についても、県民の正しい理解を促すため、より分かりやすく説明していく必要があると考えるがどうか。</p> <p>また、今後の運動の展開としては、フル規格新幹線の整備を前面に出すよりも、トンネルを掘る必要性をまず訴え、県民にも説明していくべきと考えるがどうか。</p>
総合交通政策課長	<p>トンネルについては、平成27年からJR東日本が調査を行い、昨年11月末に県に対し報告をいただいた。結果、基本的な認識として、山形新幹線の最大の課題は自然災害等による運休・遅延の多発であり、特に福島～米沢間がボトルネックになっており、この解消が喫緊の課題であるというものであった。</p> <p>報告をいただいて直ちに、知事がJR東日本の本社を訪れ、富田社長に対し、将来のフル規格新幹線を見据えたトンネルの早期事業化を要望した。そのような経緯もあり、この度、県とJR東日本の両社で、トンネルの早期事業化に向けて具体的な検討を開始することとなった。</p> <p>一方で、昭和47年組と呼ばれる新幹線の整備に一定の見通しが立ってきたことで、四国をはじめとする昭和48年組の活動も活発化してきている。本県としても、そのような動きに後れをとることなく、早期整備に向けた運動を展開していく必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、まずはトンネルの早期事業化を目指す。事業化に当たっては、将来のフル規格新幹線を見据え、整備のあり方を検討していく。</p>
船山委員	<p>キャラバンなど、県民への啓発活動にパンフレットを使っているようだが、昨年11月のJR東日本からの報告など、状況の変化も順次、反映させていくと考えてよいか。</p>
総合交通政策課長	<p>ご指摘のパンフレットについては、昨年度作成したものであり、更新の必要性は認識している。出前講座やキャラバンでは、状況の変化を踏まえ、トンネルに関する資料を追加するなどの対応をしてきた。今後も、資料や説明を工夫し進めていく。</p>
船山委員	<p>四国の期成同盟会が作ったパンフレットは大判で写真や図が多く分かりやすいように感じる。資料の作り方も工夫し、県民の理解促進に努めてほしい。</p> <p>まずはトンネルということ、また、フル規格新幹線の整備には10年、20年単位の時間がかかるのだということを県民に理解し、納得していただく必要があると考えるがどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p>総合交通政策 課長</p> <p>船山委員</p>	<p>政府には、今年度から、基本計画路線を含めた今後の幹線鉄道ネットワークのあり方に関する調査を開始するなど、新しい動きが出てきている。他の48年組も取組みを進めている。フル規格新幹線の整備が進まない最大の要因は、政府の整備予算が年間700億円程度で推移していることに尽きる。この増額についても政府に強く要望していく。必ずしも何十年も先ということではなく、一刻も早くということに要望し、その中で、トンネルについては一層の早期事業化を働きかけていく。</p> <p>早期実現に向けて、官民挙げて、政治も一体となって取り組んでいく必要がある。</p>